

令和元年度（2019年度）

第3回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2019年11月20日（水）午後1時15分開会
場 所：か で る 2 ・ 7 1 0 4 0 号 会 議 室

1. 開 会

○事務局（竹澤環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第3回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境局環境政策課長の竹澤です。どうぞよろしく願います。

本日は、委員総数17名のうち、過半数10名のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、遅れて白木委員と本間委員が参加予定となっております。

2. 挨拶

○事務局（竹澤環境政策課長） 開会に当たりまして、環境政策部長の築地原からご挨拶を申し上げます。

○築地原環境生活部長 環境生活部長の築地原でございます。

本日は、今年度第3回目の北海道環境審議会にご参加を賜りまして、まことにありがとうございます。

天候の悪い中、ご足労いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から道の環境行政にご協力、ご支援を賜っておりますことにこの場をお借りして御礼申し上げます。

本日の審議会では、多くの議事がございます。

まず、今日は諮問がございます。倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策についてです。後ほど諮問させていただきますが、私が申し上げるまでもなく、温泉資源は、間違いなく、自然の恵みの享受でございますが、ご承知のとおり、倶知安町におきましては、現在、リゾート開発、インバウンドの増加等によりまして開発等が非常に進められております。そんな中で、温泉資源の活用ということもあろうかと思っておりますけれども、こうした自然の恵みをきちんと循環の中で適正に使っていき、持続的に活用していく、ということは絶対に行っていかなければなりません。そうでなければ資源が枯渇してしまいます。そういった観点から、ぜひ、ご審議をお願いしたいと思っております。

もう一点、調査審議ということで、これは既に諮問させていただいている案件ですが、北海道環境基本計画の第3次計画について、今日にご審議をいただくことになっております。

計画を策定してから10年の計画期間が間もなく過ぎるわけですが、この間、既に説明も終わったかと思われましても、今日の資料にも環境省の資料がついておりますけれども、国の第5次の環境基本計画が昨年4月に閣議決定されまして、この中で地域循環共生圏というようなコンセプトが新たに示されたところでございます。SDGsの考え方を生かした環境、経済、社会の統合的向上や地域資源を持続可能な形で使用すること、それ

から、さまざまな主体のパートナーシップを発展させていこう、こういった考え方のもとでつくられてきたものだと考えておりますが、これを北海道の中でどのように昇華していくか、それから、先般もご挨拶をさせていただきましたけれども、今、プラスチックの問題もございます。それから、既に答申をいただいているところがございますけれども、気候変動の適応の関係の計画策定につきましてもご審議をいただきまして、現在、策定に向けて作業を着々と進めているところがございます。こういった新たな視点を盛り込んでいく計画になってこようかと思えます。

我々としても、この計画をベースに、さらに10年先を見据えて施策を推進していかなければならないと思っておりますので、この辺のご審議もぜひよろしくお願ひしたいと考えております。

多々ございますけれども、忌憚のないご発言、ご意見を頂戴したいと思っておりますし、皆さんのお知恵をお借りしたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

◎連絡事項

○事務局（竹澤環境政策課長） 築地原部長につきましては、この後、業務の都合もございまして、途中で退席させていただくこととなりますので、ご了承願ひます。

次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

会議次第、配席図、委員名簿のほか、資料1から資料5までありまして、資料2は資料2-1、資料2-2、資料3は資料3-1から資料3-3、資料4は資料4-1から資料4-3、資料5は資料5-1、資料5-2と番号がつけられております。

漏れ等がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、これからの進行は中村会長にお願ひいたします。

3. 議 事

○中村会長 天気が悪い中、集まっていただきまして、ありがとうございます。

白木委員と本間委員は後から出席されるとのことでした。

今日はいろいろな議題がありますので、早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。

特に、温泉の問題、また、環境基本法の論点整理的な議論がありますので、そこに時間をとりたいと思えます。

まず、議事の一つ目の副会長の選出についてです。

当審議会の副会長を務めておられました鈴木委員は、1年間、海外赴任となり、その間、審議会に出席できないということで、副会長を辞任したい旨の申し出がありました。

資料1として、北海道環境審議会というものがあります。

この第4条第4項で、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理

するとされております。

海外赴任ということで、申し出をお受けして、別の委員の方をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、北海道環境審議会条例の第4条第2項では、会長及び副会長は委員が互選することになっています。

互選の方法ですが、推薦により行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、副会長について、どなたか推薦をお願いいたします。

○高橋委員 藤井委員がよろしいかと思えます。

○中村会長 今、高橋委員から副会長に藤井委員のご推薦がありましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、副会長は藤井委員をお願いいたします。

お席の移動をお願いいたします。

[副会長は所定の席に着く]

○中村会長 それでは、一言お願いいたします。

○藤井副会長 ただいま副会長にご指名をいただきました藤井と申します。

青天の霹靂、寝耳に水ですが、前鈴木部会長の路線を引き継ぐべく、爽やかな運営を心がけたいと思えますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、審議事項の(2)諮問に移ります。

倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策についてです。

まず、知事からの諮問をお受け取りしたいと思います。

○築地原環境生活部長 倶知安町ひらふ地域におきましては、近年、温泉開発が急速に伸展し、源泉水位が低下傾向にあることが確認され、源泉間の相互影響も懸念されますことから、倶知安町ひらふ地域における北海道温泉保護対策要綱に基づく温泉保護地域、または、準保護地域の設定及び保護対策の内容について諮問します。

○中村会長 皆さんのお手元にも諮問内容のコピーが配られます。

ただいまお手元にある知事から諮問がありました。

この件について、事務局から、その理由と背景等について説明をお願いいたします。

○事務局(斉藤食品衛生課長) 私から説明させていただきます。

諮問文書の3枚目の地図をごらんください。

本件は、この地図で示します倶知安町ひらふ地域に関して、近年、温泉開発が急速に伸展していること、北海道立総合研究機構地質研究所が行った調査において、源泉水位が低下傾向にあることが確認され、源泉間の相互の影響も懸念されることから、継続的な温泉

利用を図るため、資料２－２の北海道温泉保護対策要綱の第４の温泉保護地域等の設定の対象地域とすること、及び、その対策の内容についてただいま諮問させていただきました。

それでは、資料２－１をごらんください。

まず、倶知安町の概要を簡単に説明いたします。

倶知安町は、町の面積の約６５％が森林の自然豊かな土地であります。その豊かな自然を活用した観光振興に力を入れている町でございます。今回諮問したひらふ地域は、ＪＲ倶知安駅から５キロメートルほど離れた場所に位置しており、ニセコアンヌプリの東側のふもとです。

通称、ひらふ坂と呼ばれる道沿いには多くのホテルが建ち並んでおり、特に冬場は海外からのスキー客でにぎわう場所となっております。

３の観光客の入り込み数をごらんください。

(１)では、平成２６年度から平成３０年度の観光客の推移を表しております。若干の増減はございますが、年間１５０万人以上の観光客が訪れております。

(２)は、平成３０年度の月別観光客数を表しております。平成３０年度は、胆振東部地震の影響もありまして、例年に比べて、９月から１０月の観光客数が若干減と伺っておりますが、おおむねこのような月別の推移となっております。

(３)は、参考として、国別の宿泊人数をお示ししております。

続きまして、次のページの倶知安町ひらふ地域における温泉の利用状況についてご説明いたします。

１の温泉掘削等の許可状況についてですが、平成２１年からの年度ごとの掘削許可件数及び動力装置許可件数を棒グラフで表しております。また、動力装置許可の際、汲み上げを許可した揚湯量のこれまでの累計の値を折れ線グラフに表しております。

このグラフから、特にここ数年の温泉開発が盛んであることが明らかかと思えます。

２の利用源泉の状況についてですが、この地域で実際に利用している源泉数と温泉の利用量をグラフに示しております。平成２１年時点では利用源泉が４でございましたが、現在は１０の源泉が利用されており、折れ線グラフで示している１分当たりの利用量も８６０リットルから１，１５０リットルと約３００リットル増えているところでございます。

本地域では、３の未利用源泉等の状況に記載のとおり、これから掘削しようとしているものが①の掘削許可・未掘削が８件、既に掘削を終えているが、まだ利用されていない源泉を②と③に記しておりますが、計１１件でございます。今後、さらに温泉の利用量が増加していくものと考えております。

このように、温泉開発が盛んとなっておりますが、次のページでその状況を源泉の密度として表しております。

諮問文書の３枚目の地図をもう一度ごらんください。

通称、ひらふ坂交差点を中心といたしまして、半径５００メートル及び半径１キロメートルの地図を描いております。これらの円の中に点在する源泉の密度について、先ほどの

資料 2-1 の 4 に戻りますが、(1) にはそれを表でまとめております。

今後利用されるであろう源泉を含めた、ウ) 半径 500 メートルの円内の密度が 1 源泉当たり 0.055 平方キロメートルと最も高くなっております。

比較対照としまして、北海道温泉保護対策要領の保護地域の源泉の密度を (2) に示しております。この中では、下から二つ目の弟子屈温泉が最も高い源泉密度となっておりますが、先ほど (1) でお示した源泉密度もこの数値に近づいてきております。

なお、数値が小さいほど源泉密度が高いことを示しております。

(3) では、環境省が作成しているガイドラインに例示されている枯渇化現象が発生した事例の源泉密度を参考として示しておりますが、これらと比較してもひらふ地域の源泉地域の密度は高いことがうかがえます。

続きまして、次のページをごらんください。

5 の温泉の推移の状況では、本地域の源泉の水位変動をお示ししております。

(1) では、4 の源泉密度において、円の中心としましたひらふ坂交差点に最も近い地図の 30 番の源泉での 2016 年、平成 28 年 3 月より観測している源泉井戸内の地下水位の観測結果となります。

上下に幅のあるグラフとなっておりますが、これは、利用している源泉でありまして、源泉をためておくタンクの残量が少なくなると源泉からの汲み上げを開始し、タンクがいっぱいになると汲み上げが停止するという仕組みとなっております。

汲み上げたときは源泉井戸内の水位が下がり、停止時は水位が上がるため幅のあるグラフとなっております。

また、この源泉はホテルに利用されておりますが、その利用は夏と冬のみであり、春と秋は温泉を利用していないため、その時期は線となり、水位が回復しております。

各年の同時期の水位を比較しますと、2016 年夏では、水位が地下 100 メートル程度であったところ、2018 年夏では、地下 115 メートル程度となっております。約 15 メートルも水位が低下していることとなります。

冬の水位については、夏ほどではありませんが、同じように、年々、水位が低下していることは明らかです。

(2) では、(1) に示した 30 番の源泉に加え、30 番の源泉から約 200 メートル離れている 51 番の源泉と約 400 メートル離れている 61 番の源泉の二つの未利用の源泉井戸内の地下水位の観測結果を付記したものです。

なお、51 番の源泉は、2017 年、平成 29 年 12 月から、61 番の源泉は、2018 年、平成 30 年 11 月からの観測となっております。

データが一部欠損しているところもございますが、このグラフから三つの源泉の地下水位が連動していることが読み取れます。つまり、赤色の 30 番の源泉のグラフが下がれば、青色の 51 番、緑色の 61 番も同じように下がっていきます。

(1)、(2) の観測結果より、本地域全体で源泉の地下水位が連動して低下しているこ

とが懸念され、特に、現在、数多く存在する未利用の源泉が今後利用されることになりますと、その水位の低下がさらに加速する可能性があると考えられます。

以上のことから、本地域での継続的な温泉利用を図るため、温泉資源保護対策について諮問するものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中村会長 それでは、今のご説明に対して質問やコメントをお願いいたします。

まず、私からです。

最後に説明された水位変動についてですが、上の図は、30番の井戸とおっしゃいましたが、ほかの井戸も全て測られているのでしょうか。つまり、これはたまたまの事例ではなく、ほかの井戸で見ても年々減っているという傾向が見えているのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 先ほど説明しましたように、30番を一番最初に測り始めまして、その後、51番を平成29年12月から、61番を平成30年11月から測っております。

○中村会長 ということは、今のところ、三つの井戸しか測っていないということですね。

○事務局（斉藤食品衛生課長） そうです。

○中村会長 また、連動している、ということですが51番であれ61番であれ、そこからもお湯はとっているわけですね。

○事務局（斉藤食品衛生課長） とっています。

○中村会長 ということは、片方が低くなったから、もう一方も低くなっているのですけれども、それは必ずしも影響が出ているということではなく、独立かもしれないのですよね。それぞれの井戸でお湯をとれば、当然、その井戸の水位も下がってしまいますよね。だから、連動という意味がちょっとよく分からなかったのですが、いかがですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 大変失礼しました。

30番の井戸だけを利用して、51番、61番は使っておりません。

○中村会長 わかりました。

それでは、いかがでしょうか。

○菅井委員 基礎的なことで申しわけないのですが、枯渇するというのは、温泉がとれなくなるという認識で間違いないのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） その認識でよろしいです。

○菅井委員 枯渇すると、今既に掘ってあるところでもとれなくなり、ニセコエリアは温泉地ではなくなるという認識ですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 当然、連動していますと、枯渇すれば使えなくなります。今あるものも使えなくなります。

○菅井委員 次に、季節変動というか、夏と冬で水位が違いますが、冬は、凍結し、より深く掘る必要があるのでは、低くなっているということでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 一般的に言いますと、水位は、夏は上がり、冬は下がる

という現象になるようです。

○菅井委員 それはどうしてですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 雪解けの関係かと思われませんが、そこまではわかりません。

○高橋委員 私から申し上げます。

枯渇すると言うと、すごくインパクトがあり、なくなってしまうというイメージがあると思うのですが、地下に水が全くなくなってしまうことはなく、需要と供給のバランスが崩れるということです。

ですから、水位が少しずつ下がっていくと、大きなポンプで無理して汲まないと使えなくなるので、そうなると、温泉がますますとりづらくなるので、温泉の衰退現象が起こるということです。

この30番のグラフの見方は、夏場と冬場で常時使っている源泉ではないのです。常に、24時間、365日汲んでいると、多分、こういうグラフではなく、全体的に毎年下がっていくようなものになると思うのです。ただ、夏と冬に汲んで、春と秋に休むという感じになっているのですね。このように休むと資源が少し回復するので、水位が上がってくるわけですが、その上がり方が前年ほど戻らないということです。

本来、同じ時期だけ休ませるとともに戻らなければならないわけですが、そうになっていないということは、多分、トータルとして過剰揚湯になってしまっていて、回復し切れなくなっており、徐々に衰えていっていると思います。

また、後に話があった青色の線と緑色の線は、それぞれ場所が違うので、それぞれの水位が同じになることはないのです。地下水の水面は真っすぐではなく、圧力で多少の変動があるからですね。そして、一般的に言われている温泉では、季節変化があるので、場所によっては夏と冬で潮汐のような線を書く場合もあります。

ここでは潮汐は無視しているというか、書かれていませんけれども、そういった水位の動きをします。

○菅井委員 わかりました。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○藤井副会長 私は、先週末、別府の温泉一斉調査をやってきて、実感が大変湧きます。

この諮問については意見を求めるものということですが、いいとか悪いということですか。それとも、こういう観点からこうしたほうがいいということなのでしょうか。

○中村会長 先ほど事務局から聞いたのですが、温泉部会でもう一度もんでいただくのですが、資源保護対策を求めると知事が諮問していますので、資源保護対策について、温泉部会で議論していただき、ここでまた話されることになるかと思います。

○藤井副会長 温泉部会でまた検討されるということですね。

ただ、親会の委員として気になるのは、資源そのものもそうですが、使った温泉排水の処理です。多分、ひらふ地域の場合、温泉熱発電ではなく、温泉は浴用に使うために掘削

していることが多いと思うのですが、排水に気をつけないと水温が上がり、塩化物イオンが増えまして、それが河川に行くと、生態系に影響が出ます。そういうところも含め、議論したほうが良いと思うのです。

ただ、事業者としては、規制がなければ、掘削は続けたいという意思があるでしょう。このデータを見ますと、資源枯渇傾向にあることは明らかですが、これ以外に水温がどうか、塩化物イオンがどうかということもモニタリングされると、より確かなことが分かると思うのですね。そうしたほかのパラメーターについてのモニタリングはされているのでしょうか。

○高橋委員 この例では、水位のことしか書かれていませんが、温泉への影響は水位のほか、泉質などですので、泉質についても議論していくことになると思います。過去と比べて、既存の源泉の水質が変わっているのかどうかという観点も議論の中に入ってきます。

今、藤井副会長がおっしゃるように、排水処理に関して、排水してはいけないということは部会の方ではないと思うのです。当然、温泉排水に配慮が必要だということになりますけれども、この値をもってして規制をかけるということにはならないのではないかと思います。

ただ、泉質について、この地域ではどういうものが出てくるかは議論しますけれども、そういった観点でやっていきたいと思っておりますし、モニタリングは水位だけではないということです。

○中村会長 排水についてはこの議論からちょっと外れると思うのです。ただ、温泉の問題が最後のほうにも出てきますので、事務局から説明していただけるなら、そのときにもお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○小林委員 確認です。

今後、温泉部会で対策を講じていくということになるということでしたが、対策ということになると、新たに温泉を掘るのは禁止する、あるいは、既に掘削され、利用されている温泉について制限をかけるということだと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） そのとおりです。

この後、審議会にかけ、最終的に保護地区となるのか、準保護地区となるのかが決まっています。

○事務局（築地原環境生活部長） 諮問の中にあります温泉の保護地域または準保護地域についてです。

この地域設定をするのは、保護が必要な地域となります。それ以外のところは、源泉の枯渇の傾向がないので、地域指定はしておりませんが、地域指定がなされると、今お話があったように、汲み上げの規制などがなされるということです。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 方向性の違うご質問が二つあります。

一つ目は基本的なことですが、先ほど温泉の水位の変動の話をしていただき、それに関しては、年度別同時期で比較したときに水位がだんだん下がっていったということでしたよね。これは規制の必要性の観点からお伺いしたいのですが、一度減った水位を回復させるには短期間では難しいのだということがあるということによろしいのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 保護をかけ、資源を回復させるところまでやるとなると、既存のものを規制しないとだめだと思います。ですから、これ以上悪化しないようにするといえますか、資源の衰退化を抑えるような対策をしていかないとだめだと理解しているのです。

資源を回復させるとなると、地域によっては数十年という場所もあります。ですから、基本的には今より悪化しないようにする手を打っていきたいということです。

○佐々木委員 要は、野放しにしてしまうと、結局、失われてしまったものを戻すのが非常に難しいから、この時点で止めなければいけないという理解でいいのですね。

○事務局（斉藤食品衛生課長） はい。

○佐々木委員 もう一つは、藤井副会長のご意見に関連する話です。

別のパラメーターを入れるという観点のご意見が出され、それに関しては、規制するに当たり、保護の目的として、今回は資源の持続可能な開発という観点から設定がなされると思うのですが、それに加え、自然環境の保護などが目的に入ってくれば、先ほどおっしゃられたようなパラメーターを要件として考えていくということも不可能ではないと思ったのです。ただ、そのあたりまでは議論が進んでいないということなのではないでしょうか。

要は、泉質が悪化しているということが言えれば、それも条例の規制の正当性を考えていく上で考慮の要素になってくるのかなと思ったのですが、そこら辺までは条例の保護の対象として考えられていないということですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） そこまでは考えておりません。

○事務局（築地原環境生活部長） この考え方は、温泉の資源としての保護という位置づけが大きいのです。例えば、泉質の変化については、先ほど高橋委員からもお話があったように、揚湯し過ぎることによっての泉質の変化があるかもしれませんが、今、委員のご指摘のことは、他の要因での泉質の変化もあるかと思うのです。ただ、それは環境保全のためのさまざまな法律等があります。排水の話もありましたが、そういったこととの兼ね合わせの中で検討されることだろうと思います。

少なくとも、温泉法をベースにする場合、温泉を資源としてどうやって保護していくかという考え方がベースになるということです。

○佐々木委員 わかりました。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど、私から、ロードマップ的なものについてお聞きしたいと言いましたが、先ほど課長がおっしゃられたように、温泉部会に渡し、どのぐらいかかって、仮に規制が必要だとなった場合、いつ規制が始まるのか、ばらつきはあるのでしょうかけれども、どのぐらい

かかるのかを教えてくださいと思います。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 最終的な答申の時期に関しては、審議会における審議によっても左右されますので、明確にお答えできませんが、前回、平成16年のときに一度やっております、そのときで大体半年程度がかかっておりまして、答申まで最短で半年で、遅くても1年をめどに結果が出るのかなと想っているところです。

なお、答申が示されましたら、その内容に応じ、要綱の改正を1カ月ぐらいかけて行います。ただ、いきなり保護地区です、準保護地区ですと規制すると問題がありますので、猶予期間として1年ぐらいを見込んでおります。

○中村会長 そうなると、およそ2年かかるというイメージですね。

○事務局（斉藤食品衛生課長） そのように考えております。

○中村会長 これは、部会で議論していただければいいのですが、この後、温泉の掘削の話題が出てきて、ニセコのほうで既に相当の申請があるということですよ。これは公開でやられておりますし、これがメディアで報じられると、駆け込み的なものがきっと起こるのではないかと想像します。

現在、下がり続けている段階でたくさんやってしまうと致命的になってしまうのではないかと思うので、遅きに失せず対応していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 具体的に保護地域なり準保護地域の設定の仕方についてお伺いします。

資料2-2を見ますと、保護地域、準保護地域の基準が設けられており、影響が顕著にあらわれている、衰退現象が著しく見られた地域等とあるのですが、もう少し具体的に、このレベルまで数値が下がったらこれに当たるというような基準はあるのでしょうか。

というのは、ここが曖昧だと、それこそ、業者からこの要件には当たらないと言われ、紛争が起こる可能性があると思うので、具体的であることに越したことはないのかなと思うのです。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○高橋委員 私から補足します。

今、委員のご指摘のように、保護地域の中で何メートル下がれば、衰退、枯渇だから、規制をかけなければならないということについて、今までの北海道の保護地域、準保護地域の中でも数値はなく、5メートル下がったらだめ、10メートル下がったらだめというものはありません。

視点は、今言うように、乱開発が進み、衰退現象が起き始めている、それがどこまで行くのかを見定める前に手を打つということがここで言う保護対策だと思っているのです。ですから、こうした傾向がある程度見えた段階でとなります。

また、ここで顕著なのは密集度です。これだけ井戸が密集していると、もめごとが起きてしまう可能性があるのです。そういう係争が起きる前に、お互いに量を制限して汲み上げるようにするなど、そういう意識を持ってもらわないとだめなのです。そこで、どんどん水位が下がっていると言われましたが、その水位の下がり方です。1年間で10メート

ルも20メートルも下がっていくのは衰退化がかなり進行している状態だと私は思っている
るので、そうなる前に手を打つということです。

ですから、基準としては何メートル下がったら規制しますということは、多分、部会
の中では議論できないと思っています。

○佐々木委員 今のお話を受け、密集度などは確かにそうだなと思いますし、連動して水
位が下がるという話があるのだったら、距離制限は考える必要があるのではないかと
思ったのですが、それはこれから議論していくことになるのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 保護地区になれば新規の掘削はできなくなりますし、準
保護地域になりますと、今言われたように、距離制限をかけ、許可することになります。

○佐々木委員 わかりました。

○中村会長 ちなみに、30番から始めた理由はあったのですか。少なくなってきた
ということが分かる何かがあったのですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 事業者の協力が得られ、付けさせていただきました。

○中村会長 また、倶知安町長からは、町としての意見は何かあるのですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 倶知安町としても、道と同じく、今、危機的な状況だと
考えているということです。ただし、ここはリゾート開発が進んでおり、温泉の保護との
兼ね合いについては考えており、余り広い範囲ではなく、できるだけ最小限で、要はリゾ
ート開発に負担とならないといえますか、それも進め、かつ、持続的に使えるようにして
いただければという考えを持っております。

○中村会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 今、色々な委員からの心配の発言もありましたので、温泉部会はちょっと大
変かもしれませんが、対応していただきたいと思います。ただ、2年間となると、相当な
期間で、その間にわっと入ってしまうと問題です。後で出てきますが、申請段階でも、こ
の地域では無理だねということがありましたら、その辺も考慮していただければなと思
います。

それでは、温泉部会に付託し、審議していただくことにしたいと思います。

続きまして、議事（2）の今年5月に当審議会に諮問のあった北海道環境基本計画（第
3次計画）の策定について審議いただきたいと思います。

まず、今後議論を進めていく上での論点などについて、事務局からご説明をお願いいた
します。

○事務局（竹澤環境政策課長） それでは、私から説明させていただきます。

資料3-1から資料3-3となりますが、まず、資料3-1をごらんください。

論点整理についてというものです。

1ページの1から3については、前々回の第1回目の審議会でご説明しておりますが、

期間が大分たっておりますので、改めて簡単にご説明したいと思います。

1の計画策定の背景です。

策定の根拠ですが、北海道環境基本条例の第10条には、知事は、環境の保全、創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならないと書いてありまして、また、第2項には、環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標、施策の基本的な事項について定めるとあります。

これまでの計画策定状況についてですが、第1次計画を平成10年に作りまして、10年後に第2次計画を策定し、平成28年3月に改定しております。この改定計画が令和2年度をもって終了しますことから、今回新たに第3次計画を策定するという事で、令和2年度中を目途に策定したいと考えております。

次に、スケジュールについてです。

1枚物の資料3-3を付けており、そこにスケジュールの詳細を掲載しておりますので、それを基に説明したいと思います。

資料3-3の真ん中辺りに環境審議会とあり、親会と企画部会とあります。親会で諮問させていただき、親会での議論を基本とし、親会で出された意見などを踏まえ、企画部会でより具体的な検討を行い、その結果を親会にフィードバックするというやりとりを何回か行い、来年11月ごろのパブリックコメントを経て、年明けの1月に答申をいただき、3月に決定するというスケジュールを考えております。

資料3-1にお戻りください。

3の計画の位置づけ及び策定の方向についてです。

これは、次のページをごらんいただければと思います。

イメージ図があり、真ん中に先ほど申しました北海道環境基本条例がありますが、ここに策定の根拠があり、左側に北海道総合計画とあります。この特定分野別計画の一つとなっております。それから、右側にSDGs推進ビジョンとありますが、これも反映させたいと考えております。さらに、左側に国の環境基本計画とありますが、これとの整合も図らなければなりません。また、右側にパリ協定やSDGsなどとありますが、こうした世界的な動向も踏まえて策定することになります。

そして、下に個別計画・関連計画等とあり、例えば、北海道地球温暖化対策推進計画など、いろいろな計画がありますが、その上に黒色の囲みがありまして、策定の方向としては、各個別計画等で示す長期的な目標や方向性を包括するもの、各個別計画等の改定時、策定時に方向性の道しるべになるものという位置づけで、環境政策の基本的な方向性を示す計画にしたいと考えております。

なお、環境基本条例の条文や道の総合計画、SDGs推進ビジョン、国の環境基本計画の概要などは資料の後ろに個別に添付しておりますので、必要に応じ、後ほどご参照願います。

3ページをごらんください。

4の社会・経済・環境の状況についてです。

ここには、いろいろ言葉で書いてありますが、図表等で示したほうがわかりやすいかと思えます。資料3-2にはそうしたデータをまとめております。環境、社会、経済は密接に関係しておりますことから、論点整理に当たり、これらの主な状況を整理したということです。

資料3-2をごらんください。

まず、社会の状況です。

No. 1 世界人口の見通しとありますが、世界の人口は、途上国を中心に増大を続けており、2050年には世界全体で90億人に達する見通しです。

次に、No. 2の日本の人口ですが、今後とも減少する見通しで、2100年には生産年齢人口が全人口の約半分になる見込みです。

次に、No. 4の北海道人口ですが、何も施策を講じないケースでは、1997年の570万人をピークに、全国より10年程度早く人口減少局面に入り、高齢化も全国を上回るスピードで進行していくと予測されております。

次に、No. 6の左のグラフは我が国の三大都市圏と地方圏の人口のシェアを示しているものですが、三大都市圏の人口シェアは一貫して上昇傾向となっております。一方、右のグラフは人口規模が小さい市町村についてですが、右に行くほど人口が少ない市町村となりますが、人口減少率は高くなっていきます。

次に、No. 7の札幌市への人口集中についてですが、札幌市への集中が加速しています。

次に、No. 8の農業関係ですが、全国の農業就業人口は減少傾向にあり、下に北海道の状況がありますが、同様に北海道でも減少傾向にあり、さらに高齢化も進んでいます。

次に、No. 10の林業についてですが、全国の林業従事者数は長期的には減少傾向で推移しております。

次に、No. 11は北海道についてですが、道内の林業労働者数は、おおむね横ばいで推移しております。60歳以上の割合は33%と、依然として高水準で推移しております。

次に、No. 12は耕作放棄地の関係ですが、昭和36年をピークに日本の農地面積は減少を続けておりまして、減少要因として耕作放棄地が大きな要因となっていることを示しております。

次に、No. 13は北海道の状況ですが、北海道におきましても、増減率が5.8%ということで、耕作放棄地が増加しております。

次に、No. 14のエネルギー関係ですが、世界のエネルギーの需要予測として、現行政策のシナリオでは、現在の1.5倍ほどまで増加する見通しです。

次に、No. 15とNo. 16ですが、これは全国と北海道の1次エネルギー供給の実績についてです。エネルギー構成を見ますと、北海道では、石油系のウェイトが非常に高くなっており、全国と比較しても石油により依存しております。

次に、No. 17の社会インフラの老朽化についてです。全国の状況として、社会インフラの老朽化が今後急速に進んでいき、維持管理や更新のコストの増加も見込まれるのではないかということです。

次に、No. 18は北海道のインフラの状況です。高度成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に老朽化する懸念があります。

次に、No. 22は、図がわかりづらいのですが、枠囲みのところでは、IoTやAIなどの技術革新により、これまでの産業構造や就業構造が大きく変革し、第4次産業革命、インダストリー4.0が到来すると言われております。

続きまして、経済の状況についてです。

No. 23は、世界の国・地域別のGDPシェアです。これに着目しますと、先進国や欧州は減少を続けます一方、中国を含む途上国のシェアは大きく拡大する見通しです。

次に、No. 24の世界の1人当たりのGDPについてです。2009年は、リーマンショックの影響かと思いますが、一度下がっております。しかし、2010年以降はいずれも増加しております。

次に、No. 26の道内の総生産についてです。平成25年度以降は増加に転じております。

次に、No. 28の本道の経済、産業の構造的な課題についてです。公的需要への依存度が高い、域際収支が入超であること、製造業のウェイトが低いなどが挙げられております。

次に、No. 29の再生可能エネルギーの関係です。全国の再生可能エネルギーの発電電力量について、水力を除いたもので言いますと、固定価格買い取り制度の開始前であります2011年は1.4%であります。2014年には3.2%まで増加しております。

次に、No. 31の北海道の状況です。道内は再生可能エネルギー資源の宝庫と言われておりまして、風力発電の先進地であること、また、メガソーラーの立地も相次いでおり、数字も増えてきております。

次に、No. 32のインバウンドの関係です。我が国の訪日外国人旅行者数は徐々に増加しており、2018年には初めて3,000万人を突破しました。

次に、No. 33の北海道の状況です。近年、急増しておりまして、棒グラフの色の濃い凡例がインバウンドですが、平成29年度は過去最多の279万人となっております。先ほど全国で3,000万人と言いましたが、1割程度は北海道に来られているということです。

次に、No. 34のESG投資についてです。金融の分野で投資家が環境、社会問題、企業統治に配慮しているところを重視、選別して投資を行うESG投資が拡大しておりまして、世界全体のESG投資残高は2016年には22.9兆米ドルで、過去2年間で25%増加しております。

続きまして、環境の状況についてです。

No. 35は、気温の関係です。世界の年平均気温は1880年から2012年の期間に0.85度上昇しており、上昇傾向にあります。

次に、No. 37の道内の平均気温についてです。ここ100年当たりで1.6度上昇しているということです。

次に、No. 38の温室効果ガスの排出量についてです。増減はありますが、2013年のころから減少傾向にあります。

次に、No. 39の北海道民1人当たりの温室効果ガス排出量についてですが、全国の約1.2倍となっております。北海道は、ご承知のとおり、積雪寒冷で、冬期の灯油の使用量が多いこと、広域分散で自動車への依存度が高いという地域特性が原因ではないかと考えられております。

次に、No. 40の全国の物質フローについてです。平成12年と26年を比較しますと、天然資源投入量が減少し、循環利用量が増加しており、最終処分量が7割減っております。その下のNo. 41が北海道のフローですが、道内においても天然資源投入量の減少と循環利用量の増加がありまして、循環型社会へ移行しつつあるということです。

次に、No. 42の全国の廃棄物の排出量の推移についてです。一般廃棄物の総排出量は2000年度以降は継続的に減少しておりまして、産業廃棄物は近年横ばいです。No. 43が道内のものですが、一般廃棄物、産業廃棄物の総排出量は減少傾向となっております。上の折れ線グラフが北海道の状況ですが、道民1人当たりのごみ排出量は全国平均より多い状況です。

次に、No. 45の北海道の産業廃棄物の関係についてです。排出量の52%が動物のふん尿が占めており、その大部分は再生利用されております。ただ、汚泥等についてはさらに再生利用を推進する必要があります。

次に、No. 47のごみのリサイクル率についてです。本道のごみのリサイクル率は、平成21年度を境に全国を上回り、全国よりリサイクル率は高くなっております。

次に、No. 48の海洋ごみについてです。漂着ごみについて、環境省が行った調査によりますと、調査した海岸全てでプラスチックが最も多く、左の円グラフですが、一番割合が多いのがプラスチックで、ごみ全体の8割から9割を占めております。右側の絵は、マイクロプラスチックの分布を示しており、日本周辺の沖合各地で存在が確認されております。

次に、No. 49の鳥獣の関係についてです。全国の農業被害額は減少傾向にあります。

次に、No. 50からNo. 51は北海道の状況ですが、本道も減少傾向にありますけれども、近年は横ばいであり、エゾシカの被害が最も多くを占めております。

次に、No. 52のエゾシカの推定生息数についてですが、いまだに高水準です。

次に、No. 53のヒグマの関係についてですが、農業被害額は長期的には増加傾向が続いております。

次に、No. 54のアライグマの関係についてですが、本道では昭和54年に恵庭に1

0頭程度が逃亡し、野生化したのが始まりと言われておりまして、その後、道内で生息域が拡大し、今年3月末現在では、156市町村で目撃あるいは捕獲実績の報告があります。

次に、No. 55の全国の狩猟者数についてですが、徐々に減少してきております。

次に、No. 56の北海道の状況についてです。当初よりも大分減っておりますが、最近は微増傾向です。

次に、No. 57とNo. 58は二酸化窒素と浮遊粒子状物質濃度の関係で、環境基準達成率は全国では非常に高い水準で推移しており、北海道でも同様に環境基準を達成しております。

最後に、No. 60とNo. 61の水の状況についてですが、BOD、CODの環境基準達成率は全国の公共用水域で徐々に改善の傾向にあり、河川ではほとんどの水域で環境基準を達成している一方、湖沼などの閉鎖性水域では環境基準達成率はなお低い状況で、道内も同様の傾向にあります。

以上、駆け足で環境、社会、経済の状況についてご説明いたしました。

資料3-1にお戻りいただき、9ページをごらんください。

論点整理についてです。

長期目標及び計画期間についてです。

長期目標については、今の計画と同様に半世紀程度先を見据えまして、環境の観点からのあるべき姿、将来像をイメージして整理してはどうかと考えております。

計画期間は、地球環境問題のように、長期的視点に立って取り組むことが重要な問題も考慮し、ある程度の幅を持たせることが必要ということで、当面10年程度としてはどうかと考えております。

あるべき姿の検討に当たりましては、環境基本条例の基本理念に即し、現行計画をベースに、新たな動きや国の計画を参考として検討していきたいと考えております。

次に、国の第5次環境基本計画との整合についてです。

国の計画では、SDGsの考え方も活用し、環境、経済、社会の統合的向上の具体化を進めることにしておりますが、その鍵の一つとして、先ほど部長からもお話しいたしました地域循環共生圏という考え方を示しております。

ここで、この資料の後ろにいろいろな計画を添付しておりますが、国の環境基本計画の概要という1枚物をごらんください。

その右下に地域循環共生圏と書いておりますが、各地域がその特性を生かした強みを発揮とあります。地域資源を生かし、自立分散型の社会を形成、地域の特性に応じて補完し、支え合うとあり、その下に図がありますが、農山漁村、都市ということで、それぞれ自立分散型社会を形成しますが、例えば、農村から都市には自然資源や生態系サービスを提供し、都市から農山漁村には資金や人材などを提供するというように支え合っていくことを示しており、このようにして地域の活力を最大限に発揮する考え方であり、国の計画で今回初めて示された概念です。

資料3-1にお戻りください。

こういった考え方も踏まえ、再生可能エネルギーや豊かな自然環境などの北海道に優位性のある地域資源を持続可能な形で最大限利用した地域循環共生圏のあり方が重要な視点になるのではないかとことです。

(3)のSDGsとの関係についてです。

次のページをごらんください。

これは、ストックホルムレジリエンスセンターが考案したSDGsのウエディングケーキの図です。環境を基盤として、その上に経済・社会活動が存在しています。つまり、環境が人類の生存基盤であり、経済・社会活動は良好な環境があって初めて持続的に行うことができるということをあらわしております。

環境基本計画は、環境の保全、創造に関する基本的な計画ということであり、SDGsの基盤である環境の保全を目的としたものです。ただ、環境問題は、経済・社会側面と複雑かつ密接に関係しておりますので、環境基本計画策定の検討に当たりましては、SDGsの考え方と整合を図り、環境とかかわりの深いゴールの達成も通じて、環境、社会、経済の統合的向上、諸課題の同時解決を図ることが重要な視点になるのではないかと考えております。

(4)の前の審議会でもいただいたご意見についてです。

前回、野生生物と人間とのあつれき、人口減少、過疎化に伴うさまざまな環境問題、例えば、土地の管理放棄による景観や生態系サービスへの影響についてなどがありました。それから、風力発電による再生可能エネルギーの導入に伴うバードストライクの増加、環境政策間のトレードオフのようなことについてもご指摘いただいておりますので、こうした課題についても、今後、基本計画の中でどのように取り扱うべきかを検討したいと考えております。

○中村会長 今、さまざまな図を使って説明していただきましたが、資料3-1の3ページ以降にそのコンテンツがどんな状況かという現状を把握する意味から書いてあります。

この後、お諮りしますが、環境審議会と事務局だけでは難しいので、部会をつくり、そこで詳しく内容をもんでいただくことになると思います。それに向けて、皆さんから今説明のあったこと以外でもこういうことを条例にきちんと書くべきではないかということがありましたら、ぜひご意見をいただければと思います。

質問も含め、いかがでしょうか。

○藤井副会長 9ページの論点整理のところについてです。

(1)の期間のところまでこれで整理してはどうかと問われていますが、ここで議論するのは例の別の部会で議論するのか、そこがよくわかっていないのですが、いかがですか。

○中村会長 藤井副会長の意見を素直に言っていただければと思います。

○藤井副会長 目標年に関してはここで決められるものもありますが、例えば、SDGsだと2030年と決まっていますよね。それから、地球温暖化の緩和策だと、国際公約で

2050年に温室効果ガス半減というものもあります。さらに、循環型社会だと、基本計画で2030年を目標年に据えられておりました。ただ、十何年もたつので、2030年までというのがちょっと喫緊過ぎると言われています。

このように、ここで決められるものと既に決まっているものがあって、しかも、年が違います。地球温暖化一つをとっても緩和策と適応策でまた違います。緩和策はともかく、適応策については、本当ならば、目標年を決めるべきではなく、すぐにやれということだと思のですが、そういう意味から、ここで話し合えることと行政的に決まっていることがあるので、どうしますか。

僕は10年でデータをとるといいと思いますが、そういうことをここで議論するのかどうかは質問です。

○中村会長 議論してください。

○藤井副会長 道の見解を伺いたいと思います。

○事務局（竹澤環境政策課長） 環境基本計画では、長期的な目標を定めるということで、今の計画は50年ほど先を見据え、理想的なあるべき姿、要はこうあるべきだというものイメージとして定め、それに向けて、当面10年は何をやっていこうかという決め方をしております。

今回も同じように、理想的な将来像はこうあるべきだというものを置き、その理想的な将来像はどの辺を見据えて持っていけばいいのかということになりますが、前回と同じく、何となく見通せる孫の世代とし、当面10年間ではそれに向けてこういうことをやっていきたいと思います。

○中村会長 ということで、事務局に聞くというよりは、ぜひ、環境審議会の委員から、こういうふうにとらえたらどうかと言っておく方がいいと思います。今、事務局で考えておられるのは、長期目標というのはあくまでもスローガンっぽいのですが、50年後の世界、日本、北海道を見据えた上でどうあるべきか論をやり、それを具体的に進める上で10年間の計画を立てるといことです。

本当ならバックキャストिंगをやった方がいいのです。つまり、50年後の具体的な未来像があって、それを割っていくと、10年で何をやらなければいけないかが見えるわけです。本来ならそうしたやり方をすべきですが、多分、荷が重いのだろうなと思いますし、それでは環境生活部だけでやることは極めて少なくなってしまうと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私からです。

地域適応コンソーシアムのセンターをつくるという議論があるのに、いま一つという感じがします。台風19号により本州ではものすごい氾濫が起きましたし、2016年でしたか、北海道でも四つの台風が来て、三つがものすごく大きな被害を与えました。

環境というのはどこまでを言うのかには議論があるかもしれませんが、先ほど言ったように、センターを北海道に置くという議論を環境審議会でやっていると思いますの

で、気候変動絡みの書きぶりがもう少しあってもいいのかな、その議論をやったほうがいいのかなという感じがしています。

また、細かいことですが、ストックホルムレジリエンスセンターの図についてです。これはヨハン・ロックストロームたちが書いたものだと思うのですが、SDGsのウエディングケーキと書いてありますか。これは日本人が勝手に言っているだけで、公の文書でウエディングケーキ図とは書かないのではないかと思うのです。もし書いてあるのであれば別ですが、確認していただけますか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 確認し、必要に応じて訂正したいと思います。

○藤井副会長 それに関してですが、海洋政策研究所などでもあれを準オフィシャルぐらいで扱っていますよね。僕も講演会ではウエディングケーキと言いますが、だるま落としでも何でもいいと思うのです。

確かに、その事実関係は僕も2次データで聞いていますが、余りしっくりこないですし、あえてそう言う必要があるかということもあります。これは、底辺から上に行って、底辺が基礎的なことだということですよ。

また、先ほどのところに戻りますが、どうしても気候変動の話が頭にあるので、そちらの視点からのバイアスがかかってしまうのですが、余り近いとあれですよ。例えば、再生可能エネルギーをどう導入するかというとき、パリ協定にはシナリオが四つぐらいありますが、その結果が2040年より前だと出ないですよ。しかし、先だと、今度は自分の問題として捉えられないということがあります。だから、気候変動的には2050年が一つの基準年となるのではないかと思います。

しかし、社会が2050年まで本当に待つかどうかで、多分、意思決定はそれより早いはずなので、2030年が中期で、2050年が長期で、それより長期となると、北海道という空間スケールで考えるとなかなか難しいと思います。

温泉の話もそうですが、あれを一回つくったら数十年は使う前提で、100年ももたせるようなイメージではないと思うので、もし目標年を掲げるなら、2030年と2050年と併記したらどうでしょうか。

目標期間が10年というのはいいですけども、多分、データをとるとき、今年は暑い、寒いなど、年変動的なものを平滑化して扱うとき、データは10年平均で議論することが多いと思うので、それも含め、10年というのはいいと思います。本当は5年のほうがデータは集まりやすいのですが、そういう影響を取り除きにくいですので、これでいいのかなと思います。

廃棄物に関しては、僕はあまり専門ではないので、ほかにご意見があれば、違う目標年なりが出てくるのではないかと思います。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 これについてはまた議論するチャンスはありますので、先に進めさせていた

だきます。

先ほどちらっと言いましたが、部会の設置についてお諮りしたいと思います。

環境審議会の条例第7条第1項において、必要に応じて部会を置くことができるとされています。運営要綱第2条第1項において、会長が審議会に諮って設置すると定められています。

本件について事務局とも相談したのですが、親会での議論は基本としつつ、その親会での意見を踏まえた具体的な調査審議は企画部会を設置して議論を深めていただきたいと思います。部会ができたならば、そこで議論した内容が親会にフィードバックされ、さらに議論を深めていくといった進め方をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そのように取り扱います。

部会に所属する委員についてです。

審議会条例施行規則第2条では、部会は会長が指名する委員及び条例に基づき知事が任命する専門委員をもって組織することとなっております。

そこで、本審議会委員から3名を指名させていただき、お配りする名簿のとおりとしたいと思います。

事前に3名の委員にはお願いしており、快諾を得ております。

これは、私からお願いする立場なので、ここに諮る必要はないものですが、部会に所属された委員にはよろしくお願いいたします。

また、本日欠席されている委員については事務局からお伝えいただきたいと思います。

それでは、これで審議事項は全て終了いたしました。

4. 報告事項

○中村会長 次に、報告事項に移ります。

報告事項(1)の令和元年度(2019年度)北海道環境基本計画(第2次計画)改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果(案)についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(竹澤環境政策課長) それでは、資料4-1から資料4-3に基づき、ご報告いたします。

まず、点検、評価の流れについてです。

資料4-1をごらんください。

環境基本計画では、計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を、毎年度、点検、評価してありまして、その実施方針や結果を審議会に報告することとしております。

本年5月の第1回審議会におきまして、今年度の点検、評価の実施方針をご報告させていただきました。その後、道庁内の各部局と連携し、昨年度の施策の進捗状況の点検、評

価を行いました。五つの分野別点検・評価と3項目の重点事項別点検評価を行った上で総合的な評価を加えて取りまとめたものが本日ご報告させていただきます点検・評価結果の案となります。

時間の都合もございますので、本日は、資料4-2の概要版によりご説明いたします。

この概要版は、計画に掲げます五つの分野ごとに目標の達成状況を示します関連指標群の状況、平成30年度の主な取り組み、課題と今後の方向を取りまとめておりまして、参考として、平成30年度の取り組み結果とSDGsとの関係を示す資料を添付しております。

まず、1の地域から取り組む地球環境の保全についてです。

(1)の関連指標群の状況としましては、平成27年度の本道の温室効果ガス排出量は、CO₂重量換算で6,984万トンとなっております、昨年度より0.9%減少しておりますけれども、目標の達成に向けては遅れが見られます。

また、新エネルギーの導入量の発電分野は、目標の達成に向けて順調に推移しているものの、熱利用分野は目標の達成に向けて遅れが見られます。

森林の蓄積と地球温暖化防止機能につきましては、目標に達成に向けて順調に推移しております。

なお、関連指標のうち、補足データなどにつきましては、本編に記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、(2)の平成30年度の主な取り組みについてです。

水素社会の実現に向けまして機運の醸成を図る取り組み、新エネルギーの導入に関する支援などを行いましたほか、気候変動の影響への適応に関しまして、関係機関と連携したセミナーの開催、情報発信など、道民や事業者の理解を促進するための取り組みを実施しました。

(3)の課題と今後の方向です。

道民1人当たりの二酸化炭素排出量が全国平均を上回っていることなどから、日常生活や職場での温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの実践と定着のほか、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用促進などを推進していくこととしております。

次に、2ページですが、北海道らしい循環型社会の形成についてです。

関連指標群の状況としては、産業廃棄物の排出量と未利用バイオマス利活用率は目標を達成しておりまして、また、廃棄物系バイオマス利活用率と一般廃棄物の排出量は目標達成に向けておおむね順調に推移している一方で、最終処分量や一般廃棄物のリサイクル率など、遅れが見られるものもございます。

主な取り組みといたしましては、3Rハンドブックの作成やゼロエミ大賞の表彰など、循環型社会の構築に向けた3Rの普及啓発やバイオマス資源の有効活用を促進するためのフォーラムの開催などを行っております。

課題と今後の方向についてです。

一般廃棄物のリサイクル率向上に向けて、リサイクル関連施設の整備促進のほか、リサイクルに比べて取り組みが遅れておりますリデュース、リユースという2Rについて、優先した取り組みの実践を促すとともに、バイオマスの地域循環圏の形成に向けた利活用システムの構築や普及啓発などを推進していくこととしております。

次に、3ページですが、3の自然との共生を基本とした環境の保全と創造についてです。

関連指標群の状況としましては、犬猫の安楽殺処分頭数は目標数値を満たしておりますけれども、エゾシカ個体数指数については、東部地域は着実に減少しているものの、依然として高水準で推移しております、西部地域は、平成27年度以降、再び増加に転じた可能性があり、目標の達成に向けて遅れが見られております。

主な取り組みとしては、知床の価値を普及するための道民カレッジ連携講座の開催、レッドリストの見直し、アライグマなど外来種防除の推進のほか、エゾシカ個体数の適正管理、被害、低減を図るため、協議会の開催や道内8地域における捕獲事業などを行っております。

課題と今後の方向についてです。

依然として目標数値より高いエゾシカについて、適正な個体数の管理に向けた捕獲の促進や有効活用の推進など、総合的な対策のほか、人里への出没が増加しておりますヒグマについて、地域の危機管理体制構築に向けまして、捕獲技術者や保護管理を行う人材を育成していくこととしております。

次に、4ページですが、4の安全・安心な地域環境の確保についてです。

関連指標群の状況としては、化学物質、ダイオキシン類は、調査開始以降、19年連続で、それから、大気環境については3年連続で環境基準を達成しております。水環境、一般騒音、航空機騒音は目標の達成に向けて遅れが見られますけれども、自動車騒音は目標の達成に向けて順調に推移しております。

主な取り組みとしては、大気環境、水環境に係る常時監視や事業場などへの立入検査、航空機騒音や新幹線騒音の調査などを行っております。

課題と今後の方向についてです。

湖沼などの閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低いことから、事業場等への監視指導はもとより、生活排水処理施設の整備など、汚濁発生源対策に取り組むほか、北海道e-水プロジェクトなどを活用した環境保全団体などへの活動支援、化学物質等による環境汚染の未然防止のためのモニタリングなどを推進していくこととしております。

次に、5ページですが、各分野に共通する施策の展開についてです。

関連指標群の状況としましては、道の事務事業に関する温室効果ガス排出量は目標の達成に向けて順調に推移しておりますけれども、環境管理システム認証取得事業場数と「YES! clean」表示制度登録生産集団数につきましては目的の達成に向けて遅れが見られます。

主な取り組みとしては、地域の自主的な環境学習を支援するeco-アカデミアによる

専門家の派遣や環境保全に貢献している事業場等を評価する北海道グリーン・ビズ認定制度の運用による環境に配慮した事業活動の促進などを行っております。

課題と今後の方向についてです。

地域における環境教育の指導者の育成、活用、高度なクリーン農業技術の開発普及や消費者の認知度向上などを推進することとしております。

最後に、6ページですが、平成30年度の取り組みとSDGsとの関連づけについて、五つの施策分野と17のゴールとの関係を一覧表としてまとめております。

なお、資料4-3の本編の後ろに添付している資料編で環境基本計画の32の施策とSDGsの17のゴールとの関係を取りまとめた表を掲載しております。

以上が点検・評価結果です。

資料4-3の本編では、ただいま説明した五つの分野別の点検・評価結果のほか、三つの重点事項別の点検・評価結果、各分野の施策について、低炭素社会と循環型社会と自然共生社会の三つの社会の構築の観点から行いました総合的な評価も掲載しております。

環境基本計画の点検・評価結果についての説明は以上ですが、道といたしましては、この点検・評価結果を今後ホームページで公表するとともに、庁内の関係部局で構成する環境政策推進会議を通じ、課題や今後の方向性の共有を図り、PDCAサイクルの考え方にに基づき、次年度以降の施策の推進に反映させてまいりたいと考えておりますので、引き続き助言等を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中村会長 報告ではありますが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 ご質問がなければ、今の報告で終えたいと思います。

次に、報告事項(2)の温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

こちらは、運営要綱により、温泉部会の決議をもって本審議会の決議とされた指定事項です。

高橋部会長は、都合で既に退席されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(斉藤食品衛生課長) 温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告いたします。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘動力装置の許可に係る処分と温泉の採取の制限に関する命令について審議され、その結果が北海道に答申されています。

お手元の資料5-1の令和元年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和元年8月7日に令和元年度第2回温泉部会を開催し、その議案の一覧を資料5-2として添付しております。

当部会におきましては、知事から諮問いたしました温泉掘削等の許可申請について審議されました。審議の結果についてですが、全ての議案について許可相当とされております。

なお、議題番号22が欠番となっておりますが、これは、一旦申請があり、温泉部会での審議を予定していた議案であります。温泉部会開催直前に申請の取り下げがあったものであり、温泉部会での審議を行っていないことから、議案一覧から削除し、欠番という扱いをとっております。

温泉部会における審議結果については以上です。

○中村会長 それでは、皆さんからご質問等があればお願いいたします。

増掘というのは何でしたか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 温泉が出てくる道を増やすものです。要は、出なくなってきたので、新しい道をつくり、温泉が出るようにするものとなります。

○中村会長 ということは、新たに掘削するのではなく、井戸はそのままということですか。それとも、新たに掘削するのですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） もとにあるものの深度を深くする、横に広げるといいます。

○中村会長 先ほど聞きましたが、動力装置というのは、それによって温泉を揚げるものですね。

○事務局（斉藤食品衛生課長） はい。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○藤井副会長 幾つかは先ほどの諮問の場所と重なるわけですね。それも踏まえ、温泉部会では許可相当としたということですね。

○事務局（斉藤食品衛生課長） そういうことになっております。

○藤井副会長 隣の蘭越です。高橋委員に伺う必要があると思うのですが、同じ町で規制しても、地下でつながっているのです。町をまたいだら規制がかからなくなり、隣町に影響してしまうということがあると思うのですが、それは問題にならないのですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 現時点では、隣町の蘭越町でそういう現象が見られる、また、頻繁に掘っているということがないので、問題はないと考えています。

○藤井副会長 もし問題があれば、それはちゃんと議論されるということですか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） ひらふ地域のように、掘削がものすごく盛んになってきた場合、先ほどのように、科学的な調査を行い、審議会にかけることになるかと思えます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 先ほども話したとおり、決まるまでの1年間は、少なくとも、今までどおりのやり方で決めていかざるを得ません。さらに、決まったとしても、猶予期間が1年あるということです。

そのため、駆け込みが予想されますので、環境審議会としては、全て許可を与えるのではなく、規制が将来的にあり得るならば、そういった地域については注意を払い、対応していただきたいとお伝えください。

それでは、この報告をもって、今日予定していた議題は全て終了となります。

全体を通じて何かありませんか。

藤井副会長がおっしゃった排水の問題について、僕は一回聞いたような気がしますが、忘れてしまいました。温泉排水の話はどうなっているのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 温泉の排水に関しては、うちの課では担当していませんので、お答えは難しいのですが、基本的に、垂れ流すことはしないようにと指導しております。大きい施設であれば、浄化槽を設け、外に出しますし、ほかは通常の下水处理となります。また、川に流す場合にはどのような条件とするか、通常、漁組と協定を結び、濃度などを加味します。

○吉田委員 高橋委員がいらっしゃらないので、私から補足いたします。

藤井副会長から先ほどご指摘いただいたとおり、温泉排水について、ヒ素など、重金属が多いので、その流出について、特に掘削中の排水については、申請時に、無排水で、流さずに回収し、処理することは確認しております。

また、運用後、事業が始まった後の排水をどのようにしているのかは、事前に倶知安町と協議しているとお聞きしております。ただ、排水を出す場所が非常に多いのです。排水基準はあるのですが、ぎりぎりのものが来ると、周辺の河川への影響が大きいのです。

これは温泉部会で話すべきなのか、水環境の現状ということもありましたが、多分、温泉が多い地域、例えば、北海道だと、温泉が近いところでは井戸水にヒ素が出るという問題もありまして、バックグラウンドが非常に高いということはあるのですが、そうは言いつつ、大量に温泉排水が流れるような状況は余りよくないので、何らかの監視をするというか、法令上は、事務局から詳しくお答えいただければと思いますが、法令上の排水基準は満たしたとしても、多くの事業者がぎりぎりの基準のものを出す、温泉排水の場合、どうしても重金属が入っており、浄化槽ではとれないものが多いので、温泉部会としては懸念事項で、どういうところで話し合っていたらいいのかということがあります。

ですから、温泉の周辺環境のことを審議していただくのであれば、親会で審議するチャンスがあったほうが私どもとしても安心できるというか、温泉部会ではここまでですねというふうに審議していることが多いので、そういうふうにしていただければと思います。

○事務局（遠藤環境保全担当課長） 今お話がありましたが、水質汚濁防止法の規制の観点からお話しいたしますと、温泉自体に規制がかかっているわけではありません。基本的に、水濁法の特定施設に当たるものに対し、基準がかかってきます。

特定施設といいますと、基本的には、旅館業を営んでいるところが対象でして、普通の温泉、あるいは、日帰り温泉ですと対象外で、基準にひっかかりません。要するに、宿泊施設ではないところ、また、普通に沸いているところも特定施設とはなりませんので、水濁法の規制対象にはなっていないということです。

○中村会長 どういう整理がいいのかは僕もわからないのですが、水環境部会で何らかの形の異変というか、問題が提起された場合、それがどうも温泉のソースからの排出らしい

ということがある程度ディテクトできたとする、それを部会で議論し、温泉部会に投げかけるか、それが無理ならばこの場で話すというスタイルでよろしいでしょうか。

藤井副会長は心配されていて、それがどうなっているのかが見えないので、仮に問題が起きた場合、どういう対処すればいいか、そのロジの部分教えてくればいいのです。

○事務局（遠藤環境保全担当課長）今、会長がおっしゃられたとおり、水環境部会において、問題のある状況があったとき、先ほどご説明しましたとおり、水濁法上でできるもの以外のものについて、発生源に対してどういう働きかけができるのかはすぐに申し上げることができません。

○中村会長 その理由も、法律に触れるような排出の仕方なのかどうかも含めて検討しなくてはなりません。ただ、そういうものが上がってきて、温泉部会で難しいということならばここでやるということになると思います。

そんなことでよろしいでしょうか。

○藤井副会長 水質汚濁防止法では水温は担保しないのですか。

○事務局（遠藤環境保全担当課長） 水温は項目の中にはないかと思いますが、もちろん、分析するときには測定されると思いますが、それ自体がどうこうということはないかと思っています。

○藤井副会長 世の温泉地で河川の水温が上がっているということが問題で、当然、河川生態系も変わってきますし、いろいろな問題が顕在化しているのです。これは環境問題ということであれば環境審議会の範疇ですが、先ほどから伺っていると、これはうちの範疇ではないとなっていますよね。どこか抜け穴が生じてしまっているような気がして、気がかりです。

それから、多分、水温を下げることで重金属を析出させてから自然環境に出すということで環境負荷の低減につながるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○吉田委員 重金属の場合、基本的に、とる場合は沈殿させるといいますか、不溶化させるのです。薬品を入れてとるケースもありますが、酸性、アルカリ性を調整し、沈殿させます。簡単に言うと、酸性になると重金属は溶けていくわけで、pHを中性にすれば重金属は溶出しないので、そういうことは可能です。

ただ、温度が例えば35度から20度にすると、重金属が沈殿するという事は顕著ではないので、一般的な処理としては、温度だけのコントロールでは難しいですね。

先ほど言葉が足りなかったのですが、当然、規制がかからない部分があるのですね。ただ、温泉の排水を管理されている方は、年に1回か数年に1回か、保健所が来て、水質を測られるわけですが。その中にはいろいろなものがあって、ヒ素もあります。私どもでは水質のデータを見ているのですが、亜ヒ酸とか、ヒ素の化合物の濃度が結構高いのです。

本州の温泉の問題として、それがかなり高く、規制している県もあります。そういうこともありますので、今すぐ規制して云々ということではありませんが、事業者が自分たちの出している排水に重金属がかなり含まれている可能性があることを認識していただき、大量

にあってどんどん出せば、環境中に出ていくのは間違いないので、規制というより、それぞれの事業者の、多分、温泉資源のほうもそうだと思うのです。自分たちでシェアして、だんだん下がっているという先ほどのようなデータを見せて、無尽蔵に引いたら資源がといますか、お互いに汲み取る量が少なくなるので、それに対して協働で何らかの措置をしていただく、汲み上げ量を制限していただくというわけで、法律というより、それぞれの事業者をお願いすることだと思うのですね。

重金属もそういう側面があって、そうした認識をしていただいて、少なくとも、そういうデータをお示しして、重金属があることについておわかりいただいて、紳士協定というのでしょうか、そういうものを何らかの形でということです。

ただ、それは許認可するほうの行政が言ったほうが、例えば、倶知安町というふうに個別で対応するより、道でそういうことを事業者にお伝えいただくほうがいいのではないかと私としては思っております。

ですから、法律というより、むしろ事業者同士でそういうことを考えていただくデータを提供し、行動していただく方法しか今のところはないのかなと思います。今おっしゃった温排水も大量に温水を流すと、規制にはかかりませんが、周辺で魚が影響を受け、サケが上がらなくなる、川魚が少なくなるという可能性があるとする、温泉は大量に使わないでくださいとしか言いようがないのではないかと思います。

○藤井副会長 現にそういうことが起きている場所があるということですね。

また、日帰り温浴施設が抜け穴になっているというのは何とかならないかなと思います。観光客数的にはそちらも結構な人数だと思うのです。場所によって日帰りが少ないということであれば別ですが、将来的にどうかなという感じがします。

○中村会長 これは、具体的に、どこで、何か問題が起こっているという話ではないので、ひとまず、そういう問題が起こったときには環境審議会を含めて対応するということでおさめさせていただきます。

もしあるならば、委員からでもいいですから、こういう問題がこの地域で起きているということで発言していただければ、それぞれの部会に持ち帰り、事実関係をはっきりさせ、新たな条例が必要ならば、その議論をしていくことになるかと思えます。

ですから、そうした事例が発生したら、ここで言うていただければと思います。

ほかに全体を通じていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、事務局に進行をお返しします。

5. 閉 会

○事務局（竹澤環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回、審議会の開催につきましては、年明けを予定しておりますけれども、改めて日程等は調整させていただきたいと思えます。

本日の審議会はこれで閉会いたします。

長時間にわたってご審議いただき、まことにありがとうございました。

以 上